

障害福祉サービス事業計画書

1 事業の目的

支給決定を受けた利用者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び環境に応じて、適正な指定居宅介護及び指定重度訪問介護を提供することを目的とする。

2 事業の内容

障害者自立支援法に規定される障害福祉サービスの居宅介護、重度訪問介護を、下記業務を通じて適切に実施する。

- (1)居宅介護サービス、重度訪問介護サービスの提供
- (2)居宅介護計画、重度訪問介護計画の作成
- (3)利用車負担額等の請求・受領事務
- (4)介護給付請求・受領業務
- (5)利用者からの相談・苦情処理に関する業務
- (6)事業統計の作成等

3 基本方針

(1) 利用者支援

- ア 利用者の人権を尊重し、本人の意向に沿う懇切丁寧な支援を提供する。
- イ 支援の緊急度を踏まえ、適時適材の支援を確立する。
- ウ 行政および他の社会資源との調整・連携を積極的に行う。

(2) 地域社会との共生

- ア 利用者・家族支援における相談・援助を積極的に行う。
- イ 各種機関との連携を図り、利用者の社会参加と社会的孤立の解消をはかる。

(3) 効率的な事業所運営

- ア 利用者・家族の意向を最優先とし、福祉情報の提供に努めながら希望に沿う良質なサービスを提供する。
- イ 職員間の報告・連絡・相談を確実に言い、過不足のない適正なサービスを提供する。

(4) 職員研修、支援姿勢、事故防止、危機管理

- ア 三障害に加えて難病者や発達障害者への理解に務め、さらに支援技術の向上を目指し積極的に研修等に参加する。
- イ 常に利用者の心身の状況や周辺環境等の把握に努め、利用者・家族に対し適切な支援を行う。
- ウ 職員会議・ケース会議・研修（内部・外部）等を通じ、危機管理・緊急時対応等を理解し実践力を高める。